# 発話行為動詞の that 節補文の意味的性質について

友　澤　宏　隆

## 1. 序説

英語の多くの動詞は補文として定形の that 節をとるが，その補文は意味上「命題（proposition）」を表し，「内容節（content clause）」「平叙内容節（declarative content clause）」などの名称で特徴づけられる(1)。次の各例は動詞が定形の that 節補文をとっているものである：

(1)　They think／know that he is absent-minded.
(2)　I declare that the rumor is false.（ジー）
(3)　They complained that there was no hot water.（Huddleston and Pullum 2002 : 1021）
(4)　I insisted that he met her.（Huddleston and Pullum 2005 : 177）

上の各例において，動詞がとっている that 節補文はその動詞の表す事象の「内容」を表している。(1) においては that 節は「思考」「知識」の内容を表し，(2)(3)(4) においては「断言／宣言」「表明された不満」「主張／力説」の内容をそれぞれ表している。これらの動詞が表す事象について見ると，(1) の場合は外的に観察可能なものではないが，(2)(3)(4) の場合は外的に観察可能な発話に関するもので，いわゆる発話行為（speech act）のカテゴリーに包摂されるものである(2)。したがって (2)(3)(4) の場合，動詞の that 節補文はその動詞が表す発話行為の内容を表していることになる。

本稿では，このうち後者の範疇に属する動詞，すなわち発話行為動詞（speech act verb）のあるものについて，それがとる that 節補文がどのような意味的性質を示すかを検討していく。上の例においては，発話行為動詞の that 節補文はその動詞が表す発話行為の内容を表していると見なされるが，動詞によってはそれとは

（多少）異なる性質を示すと思われる場合がある。その一つが，次のようにobjectがthat節をとる場合である：

（5）　He objected that the plan would cost too much time and money.（グロ）

よく知られているように，この場合that節はそれをとっている動詞objectが表す「反対する」という行為の対象となる「内容」ではなく，反対する「理由」として提示された内容を表していると見なされる。また次の各例では，that節はそれをとっている各々の動詞が表す行為の内容を表しているが，それは単なる「行為の内容」にとどまらず，それを含む発話コンテクストとの関係で「コンテクスト内で提示される事柄の原因や理由」を表しているものとして捉えられるものである：

（6）　She explained that she had been ill.（*LDCE*[3]）（*LDCE*[4]）

（7）　It could be argued that a dam might actually increase the risk of flooding.（*LDCE*[4]）

（8）　We invited her to come with us to the party but she protested that she was too tired.（最所 1984 : 183）

本稿ではこれら四つの発話行為動詞――object，explain，argue，protest――に焦点を当て，それらが補文としてとるthat節の意味的な位置づけのあり方を考察する。that節補文をとる動詞の意味的・統語的性質に関してはこれまでさまざまな研究が蓄積されているが，以下ではまずそれぞれの動詞についてそのthat節補文の意味を詳細に検討し，その上でその適正な位置づけのあり方を探究していく(3)。that節補文の意味的性質をめぐる問題について新たな角度からの分析を試みることが本稿の目標である。

## 2. 発話行為動詞と that 節補文

### 2. 1　object＋that 節

まずobjectについて見ていくことにする。objectは発話行為動詞として「反対する」「反対の意思を表す」の意味の自動詞・他動詞として用いられる。補部としてto＋名詞句およびthat節をとることができるが，上の（5）はthat節補文をとっている例である：

（5）　He objected that the plan would cost too much time and money.（グロ）

この場合，先行の発話コンテクスト内に「その計画の実施についての提案」があり，文の主体（「彼」）はその計画の実施に対して反対の意思を持っているのだが，主体

は「その計画は時間とお金がかかりすぎること」を理由として挙げてその計画の実施に反対する意向を表明したということである。このように object＋that 節の場合，先行コンテクスト内にある事柄が存在し，主体はその事柄に反対の意思を持っていることが前提となる(4)。その上で主体は，「その事柄に反対する理由を提示する」ことによって，「その事柄に反対するという発話行為を遂行する」ということである。次の例も同様である：

(9)　I object (against him) that he is too young for the position. (安藤・山田 1995 : 368)

(10)　Mom objected that we were too young to go on vacation alone. (*LDCE*[3])

(11)　The group objected that the policy would prevent patients from receiving the best treatment. (*LDCE*[4])

これらの場合上述のように，that 節はそれをとっている動詞 object が表す「反対する」という行為の対象となる「内容」ではなく，反対する「理由」として提示された内容を表していると見なされる(5)。object にはこのように that 節をとる場合のほかに to＋名詞句をとる場合があるが，Huddleston and Pullum (2002) はその両者の違いを次の例によって説明している (Huddleston and Pullum 2002 : 1021)：

(12)　He objected that the meeting was being held on Sunday.

(13)　He objected to the fact that the meeting was being held on Sunday.

(12) の場合は that 節の内容（「その会議は日曜日に開かれる予定であること」）はある他の事柄（たとえば「仕事があるからその会議には出席できないかもしれないと誰かが述べたこと」）に反論する「理由」として提示されたものであることを示している。これに対して (13) の場合は，that 節の内容自体が「反対する」という行為の対象となる「内容」を表している(6)。このように発話行為動詞 object＋that 節の場合，object　to...の場合と異なり that 節が〈行為の内容〉（すなわち，〈反対するという行為の（対象となる）内容〉）ではなく〈行為の理由〉（すなわち，〈ある事柄に反対するという行為を行なう理由〉）に対応するものであると言える。that 節が「理由の提示」に関わることはこの表現形式の慣習化された意味として捉えることができる(7)。

### 2. 2　explain＋that 節

次に explain について考えてみる。この発話行為動詞は「説明する」の意味の他動詞として用いられるが，「わからないことや理解が困難なことをわかりやすく述

べる」（小西 1980 : 522）というのがその中核的な意味である(8)。補部として名詞句・that 節・wh 節など種々の形をとることができるが，このうち次の例は that 節補文をとっているものである：

（14）　He explained that he had been delayed by the weather.（小西（編）1980 : 525）

（15）　The doctor explained（to the patient）that pneumonia was an inflammation of the lungs.（安藤・山田 1995 : 215）

（16）　He explained that it had been a difficult film to make.（*LDCE*[4]）

これらにおいて，that 節はすべてそれをとっている動詞 explain が表す「説明する」という行為の「内容」を表している(9)。すなわち，「何を説明したか」と言えば that 節で述べられている内容を説明したということである。これに対して，上の（6）の例は同様に that 節をとっているが，その that 節には単なる「説明の内容」の上に付加された意味が認められる：

（6）　She explained that she had been ill.（*LDCE*[3]）（*LDCE*[4]）

この場合，文の主体（「彼女」）は「自分が病気だったのだということ」を説明したわけであり，that 節はその「説明の内容」を表しているが，主体がそのような内容の説明を行なったのは，先行コンテクストにおいてある事柄（たとえば「（主体が）勤務を休んでいたこと」）が存在し，それに対して主体がその理由を明らかにするようにという（明示的または暗示的な）要請を他者から受けたためであると考えられる。すなわち（6）の explain＋that 節の場合，that 節は動詞 explain が表す「説明する」という行為の「内容」を表すが，それは同時にコンテクスト内に存在するある事柄の「理由」を表していると考えることができる。これは次の例についても当てはまる：

（17）　You can explain next day that you missed the train.（小西（編）1980 : 525）

（18）　Alex explained that his car had broken down.（*OALD*[6]）

これらの場合も，that 節は「説明の内容」であると同時に，先行するコンテクスト内に存在する事柄（たとえば「（主体が）遅刻したこと」）の「理由」をも表していると考えられる。explain にはこのように that 節をとる場合のほかに通常の名詞句をとる場合があるが，Huddleston and Pullum（2002）はその両者の違いを次の例によって説明している（Huddleston and Pullum 2002 : 1022）：

（19）　She explained that the planets are in motion.

（20） She explained the motion of the planets.

（19）の場合は that 節の内容は「説明の内容」であるが，それはコンテクスト内にある他の事柄（たとえば，「天体に関する他の現象」）を説明するために述べられたもの（すなわち，通常はその事柄の「理由」として述べられたもの）であると見なされるのに対して，（20）の場合は，名詞句の内容自体が「説明する」という行為の「対象」を表している(10)。これらの例からわかるように，発話行為動詞 explain＋that 節の場合，基本的には that 節は〈行為の内容〉（すなわち，〈説明するという行為の内容〉）を表すが，コンテクストによってはそれは〈ある事柄の理由〉（その「事柄」はコンテクストの中で示されるもの）に対応するものとして捉えることができる。この場合，explain は上で見た object の場合と同様，「理由の提示」に関わることになるが，この動詞はその意味概念上そのようなコンテクストに生じやすいものであるため，that 節をとる場合それに対して〈ある事柄の理由〉という解釈が与えられることが少なくない(11)。

### 2. 3　argue＋that 節

次に argue について考えることにする。この発話行為動詞は「（人と）議論する」「（ある論点・内容を）論じる」「主張する」の意味の自動詞・他動詞として用いられるが，「（ある論点・内容を）論じる／主張する」の意味で用いられる場合は，特に「理由を挙げて（ある論点・内容を）論じる／主張する」という場合によく用いられ，「理屈をこねる」というニュアンスがある(12)。その場合補部として for／against＋名詞句などの前置詞句・名詞句・that 節をとることができるが，次の例は that 節補文をとっているものである：

（21） Croft argued that a date should be set for the withdrawal of troops.（*LDCE*[3]）（*LDCE*[4]）

（22） He argued that they needed more time to finish the project.（*OALD*[6]）

（23） Freud argued that even the most disjointed and apparently trivial dreams were loaded with significance. For instance a woman who dreamt of the British flag—the Union Jack—might unconsciously be harbouring a passion for a man named John.（Wierzbicka 1987 : 126）

これらにおいて，that 節はすべてそれをとっている動詞 argue が表す「論じる／主張する」という行為の「内容」を表している。すなわち，「何を論じた／主張したか」と言えば that 節で述べられている内容を論じた／主張したということであ

る。これに対して，上の（7）の例は同様に that 節をとっているが，その that 節には単なる「議論／主張の内容」の上に付加された意味が認められる余地があると思われる：

（7）　It could be argued that a dam might actually increase the risk of flooding.（*LDCE*[4]）

この場合，that 節は「ダムを建設すると洪水の危険が増す可能性があること」という「議論／主張の内容」を表しているが，そのような内容の議論／主張は，先行するコンテクストにおいて「ダムの建設を推進することに賛成する論」が存在し，それに反対するための理由として提示されたものであると解することが可能である。すなわち（7）の argue＋that 節の場合，that 節は動詞 argue が表す「論じる／主張する」という行為の「内容」を表すが，それは同時にコンテクスト内に存在するある別の論に反対するための「理由」を表していると考えることができる。これは次の例についても当てはまる：

（24）　The Treasury Department, which is currently reviewing the court's decision, argues that changing the size of U.S. bills would cost vending machine companies billions of dollars.　（*Time For Kids*, 2008. 5. 21）

（25）　... it could be argued that children benefit from being raised by two natural parents, a mother and a father, rather than by gay or lesbian couples.　（*The New York Times*, 2006. 7. 6）

これらの場合も，that 節は「議論／主張の内容」であると同時に，先行するコンテクスト内に存在する別の論に反論するための「理由」をも表していると考えられる。（24）は，アメリカの視覚障害者の団体が米財務省に対して起こしていた訴訟で米連邦裁が原告側の主張を認めて米国の通貨は視覚障害者を差別するものであるという判断を下したことを報じた記事の中にあるもので，財務省が連邦裁の決定を受けて述べているものである。この場合，that 節は財務省側の主張の内容を表しているが，同時にそれは，現行通貨の変更を求められることにつながる連邦裁の裁定は容易には受け入れがたいものであるという，裁定の主旨に反対する理由を提示していると考えられる。（25）は，アメリカ・ニューヨーク州の同性愛者のカップルが結婚して子どもを育てる権利を求めていた訴えを同州の控訴裁が退けたことを報じた記事の中にあるもので，多数派の判事の意見書の内容の一部を紹介しているものである。この場合，that 節はその判事の意見／主張の内容を表しているが，同時にそれは，原告側の主張の合理性を否定し原告側の主張に対して反対の立場を

とる理由として可能なものを提示していると考えられる。これらの例からわかるように，発話行為動詞 argue＋that 節の場合，基本的には that 節は〈行為の内容〉（すなわち，〈議論／主張するという行為の内容〉）を表すが，コンテクストによってはそれは〈ある事柄の理由〉（その「事柄」とは〈別の論に対して反対の立場をとること〉，すなわち〈別の論の受容の拒否〉）に対応するものとして捉えることができる。この場合，argue は上で見た object や explain の場合と同様，「理由の提示」に関わることになる。

### 2. 4　protest＋that 節

最後に protest について考えることにする。この発話行為動詞は「抗議する」「異議を唱える」「強く主張する」「断言する」の意味の自動詞・他動詞として用いられるが，「強く主張する／断言する」の意味で用いられる場合は，自分が不当な言動を受けたり，何らかの疑いをかけられて責められたり，自分の主張を他の人が信じてくれなかったりするときに「自分としては断固として（ある内容を）主張する」という場合によく用いられる(13)。その場合補部として名詞句・that 節をとることができるが，次の例は that 節補文をとっているものである：

（26）　He protested that he knew nothing about the incident.
（27）　The young man protested that he was innocent.（ジー）
（28）　Sarah protested that she wasn't Mick's girlfriend.（*LDCE*[4]）
（29）　Even if Mandy protests that she's not drunk, don't let her drive.（*LDCE*[3]）

これらにおいて，that 節はすべてそれをとっている動詞 protest が表す「強く主張する／断言する」という行為の「内容」を表している。すなわち，「何を強く主張／断言したか」と言えば that 節で述べられている内容を強く主張した／断言したということである。これに対して，上の（8）の例は同様に that 節をとっているが，その that 節には単なる「主張／断言の内容」の上に付加された意味が認められる：

（8）　We invited her to come with us to the party but she protested that she was too tired.（最所 1984 : 183）

この場合，that 節は「とても疲れている（のでパーティーには行けない）こと」という主体（「彼女」）の「主張／断言の内容」を表しているが，そのような内容の主張／断言は，先行するコンテクストにおいて「パーティーへの参加の誘い」が存

在し，それを拒否するための理由として提示されたものであると考えることができる。すなわち（8）の protest＋that 節の場合，that 節は動詞 protest が表す「強く主張する／断言する」という行為の「内容」を表すが，それは同時にコンテクスト内に存在する（他者からの）ある行動の要求を拒否するための「理由」を表していると考えることができる。これは次の例についても当てはまる：

（30）　She urged me to come, but I protested that I couldn't afford the trip.

（31）　They invited me in and I protested that I was "so tired and I just needed to go home."
（www.etpv.org/2000/funsung.html）

（32）　When the Editor asked me to review this book, I protested that I was not an expert on Ortega; …
（links.jstor.org/sici?sici=0018-2680（197522）15%3A2%3C201%3AOAE%3E2.0.CO%3B2-7-）

（33）　She had asked her husband about Iraq but he protested that she should know he could not give details.　（*The New York Times*, 2008. 4. 6）

これらの場合も，that 節は「主張／断言の内容」であると同時に，先行するコンテクスト内に存在する行動要求（勧誘や要請など）を拒否するための「理由」をも表していると考えられる。（30）の場合は「経済的余裕の欠如」，（31）の場合は「疲労および本人の必要」，（32）の場合は「専門知識の欠如」，（33）の場合は「当該の行為の禁止」が，それぞれにおいて要求された行動を拒否する理由として提示されていると考えることができる(14)。これらの例からわかるように，発話行為動詞 protest＋that 節の場合，基本的には that 節は〈行為の内容〉（すなわち，〈主張／断言するという行為の内容〉）を表すが，コンテクストによってはそれは〈ある事柄の理由〉（その「事柄」とは〈行動要求の拒否〉）に対応するものとして捉えることができる。この場合，protest は上で見た object，explain および argue の場合と同様，「理由の提示」に関わることになる。

protest についてのこの分析は，先に見た（26）―（29）の場合にも適用することが可能であると思われる。たとえば（26）の場合だと，主体（「彼」）は他者からある嫌疑をかけられていて，主体はその嫌疑の内容を認める（すなわち，白状する）ことを迫られているのだが，主体はその嫌疑と正反対のことを主張してそれを拒否したということである。これは主体の「主張の内容」が「白状要求の拒否の理由」に相当すると解することができるので，その that 節はやはり一種の「理由の提示」

に関わることになると考えることができる。(27)—(29) の場合も同様である。

## 3. 発話行為動詞の that 節補文の意味的位置づけ

前節では四つの発話行為動詞 object, explain, argue, protest について，それが補文として that 節をとる場合その意味を種々の例に即して詳細に検討することを試みた。以下では上の議論に基づいて，これらの動詞の that 節補文の意味的な位置づけのあり方について考察を進めていくことにする。

### 3. 1　that 節補文における「理由の提示」の可能性

まず初めに，上で見た object, explain, argue, protest の that 節補文の意味をまとめておくことにする（以下で「行為」と言う場合は「その動詞が表す行為」を指すものとする）：

(34)　object：that 節は〈行為の理由〉を表す[15]

(35)　explain：that 節は〈行為の内容〉を表すが，それは〈ある事柄の理由〉に対応する場合がある
（ある事柄＝コンテクストの中で示されるもの）

(36)　argue：that 節は〈行為の内容〉を表すが，それは〈ある事柄の理由〉に対応する場合がある
（ある事柄＝〈別の論の受容の拒否〉）

(37)　protest：that 節は〈行為の内容〉を表すが，それは〈ある事柄の理由〉に対応する場合がある
（ある事柄＝〈行動要求の拒否〉）

これからわかるように，これらの動詞がとる that 節補文は何らかの意味で「理由の提示」に関わる場合がある。object の場合は，そのような解釈が表現形式の意味として慣習化されていると言えるが，explain, argue, protest の場合は表現にそのような解釈が顕在的なものとして認められるかどうかはそれが生じるコンテクストが関係する。上述のように explain の場合は，その意味概念上そのような解釈を許すコンテクストに生じやすい傾向がある。protest の場合は，(8) や (30)—(33) のように先行するコンテクスト内に他者からの行動要求が表現として明示されている場合はそれに対応して「(それを拒否する) 理由の提示」の解釈が顕在化しやすいが，(26)—(29) のような場合はそのような解釈は潜在的には可能だがその顕在

度は低くなる。argue の場合は，他のものに比べると一般にそのような解釈の顕在度は低いように思われる。たとえば（7）の例の場合，that 節を「（反論の）理由の提示」と解釈することが可能だが，動詞を object に替えて（38）のように言うとその解釈の顕在度が著しくなる：

（7）　It could be argued that a dam might actually increase the risk of flooding.（*LDCE*[4]）

（38）　It could be objected that a dam might actually increase the risk of flooding.

このようなことから，これらの動詞の that 節について，それに「理由の提示」の顕在的解釈が与えられる一般的な可能性の度合いはおおよそ次のようになると思われる：

（39）　object ＞ explain ＞ protest ＞ argue

今までは that 節補文をとる四つの発話行為動詞について，その補文の「理由の提示」の解釈の可能性について見てきたが，そのような解釈が認められるのはこれらの動詞に限られるわけではない。たとえば（5)―(8）の各例について，that 節をとっている動詞をすべて say に替えたとしてもそれらが生じるコンテクストへの依存によりそれらの that 節に「理由の提示」の解釈を与えることは可能である：

（40）　He said that the plan would cost too much time and money.

（41）　She said that she had been ill.

（42）　It could be said that a dam might actually increase the risk of flooding.

（43）　We invited her to come with us to the party but she said that she was too tired.

ただし say の場合，そのような解釈の可能性はコンテクストに全面的に依存するものであるため，それがとる that 節に「理由の提示」の顕在的解釈が与えられる一般的な可能性の度合いは問題にはならないと言ってよいであろう。

### 3. 2　that 節補文における「理由の提示」と発話行為

3. 1 では object, explain, argue, protest の that 節補文に与えられる「理由の提示」の解釈のあり方を考察したが，次にその「理由の提示」の解釈について動詞の発話行為との関係で考えてみることにする。一般に発話行為動詞を主動詞とする文の場合，その文が直接表す発話行為はその動詞によって示される行為であるが，ここで見てきたようにその that 節補文が「理由の提示」に関わる場合は，それと表

裏一体の関係にありそれによって遂行される，（直接的な発話行為とは区別される）間接的な発話行為を認定できる場合がある。各々について見ていくと，object の場合は，that 節は〈（その動詞が表す）行為の理由〉を表すので，that 節によって「理由の提示」を行なうことによってなされるのはその動詞が直接表す発話行為（すなわち，「何かに反対するという行為」）である。この場合は間接的な発話行為が遂行される余地はない。また，explain の場合も，「理由の提示」に関わる that 節によって遂行されるのはその動詞が表す発話行為（すなわち，「何かを説明するという行為」）であると考えられ，それ以外の行為の遂行は意図されてはいないと言ってよい。これに対して argue および protest の場合は，動詞が直接表す発話行為（すなわち，「何かあることを論じる／主張するという行為」および「何かあることを強く主張する／断言するという行為」）に加えて，「理由の提示」に関わる that 節はそれとは別の間接的な発話行為を遂行していると考えることができる(16)。それは argue の場合は〈別の論の受容の拒否〉ということであり，protest の場合は〈行動要求の拒否〉ということである。以上のことをまとめると次のようになる：

（44）　object：that 節による「理由の提示」によって遂行されるのは動詞が表す発話行為

（45）　explain：that 節による「理由の提示」によって遂行されるのは動詞が表す発話行為

（46）　argue：that 節による「理由の提示」によって遂行されるのは動詞が表す発話行為とは区別される間接的な発話行為

（47）　protest：that 節による「理由の提示」によって遂行されるのは動詞が表す発話行為とは区別される間接的な発話行為

## 4. 結語

本稿では英語の四つの発話行為動詞 object, explain, argue, protest について，それらが補文として that 節をとる場合それがどのような意味を表すかを検討し，その意味的な位置づけのあり方を考察することを試みた。動詞の that 節補文に関しては，従来はその叙実性の点からその意味的性質を捉える分析が少なくなかったが，ここではそれを「理由の提示」という新たな観点から捉え直す方向性を模索し，そのような解釈の一般的可能性およびそれと直接的・間接的発話行為との関係につい

て考察してきた。ここで扱ったのは特定の四つの動詞だけであるが，今後の課題として，これらの動詞（特に argue と protest）についての多義性の観点からの追究，およびここでの分析の一般化の可能性に関する探究が挙げられよう。また，動詞の that 節に関して本稿で主張したような解釈が与えられる場合，いわゆる表現内在的な意味論的意味とコンテクスト依存的な語用論的意味の境界のあり方をめぐる問題がその解釈の分析に重要な関わりを持つことになると思われる。これらの諸問題についての議論は稿を改めたいと思う。

## 注

1. 「命題」については桒原・松山（2001 : 18, 19）および Langacker（2008 : 441）を参照。Langacker は that 節などの定形節と -ing 節などの非定形節の意味的な違いを“proposition（命題）”と“occurrence（出来事）”という点から述べている。「命題」は真偽の判断の対象になるが，「出来事」は真偽の判断の対象にならないという点で両者は区別される（Langacker 2008 : 441）。「内容節」については Jespersen（1933 : 349）および中島（編）（2001 : 292），「平叙内容節」については Huddleston and Pullum（2002 : 951–960）および Huddleston and Pullum（2005 : 175–177）を参照。Huddleston and Pullum（2002）および Huddleston and Pullum（2005）では定形の従属節（subordinate clause）を「関係節（relative clause）」「比較節（comparative clause）」「内容節（content clause）」に分け，that を補文標識とする内容節は「平叙内容節」，whether や what などの wh 句を補文標識とする内容節は「疑問内容節（interrogative content clause）」または「感嘆内容節（exclamative content clause）」として分類している（Huddleston and Pullum 2002 : 949–993; Huddleston and Pullum 2005 : 174–182）。桒原・松山（2001 : 15–18）も参照。なお，以下において，（グロ）（ジー）（*LDCE*[3]）（*LDCE*[4]）（*OALD*[6]）はそれぞれ『新グローバル英和辞典　第 2 版』，『ジーニアス英和辞典　第 4 版』，*Longman Dictionary of Contemporary English,* Third Edition, *Longman Dictionary of Contemporary English,* New Edition および *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English,* Sixth Edition を表す。
2. (1)—(4) の各動詞は Quirk et al.（1985 : 1179–1182）における「叙実動詞（factual verb）」に属する。(1) の動詞は外的に観察可能でない状態や行為を表すもので，「私的（private）」な動詞であるとされるのに対して，(2)(3)(4) の動詞は外的に観察可能な発話行為を表すもので，「公的（public）」な動詞であるとされる。なお，八木（1999 : 129, 130）は Quirk et al. の「叙実的」という特徴づけには問題があるとして，これらの動詞は「伝達（report）」の意味を共通に持ち，その意味が共通して that 節をとるという特徴となって現れていると考える。
3. たとえば Quirk et al.（1985 : 1179–1184）は動詞をそれがとる that 節補文との関係で「叙実動詞（factual verb）」「説得動詞（suasive verb）」「感情動詞（emotive verb）」「仮想動詞（hypothesis verb）」に分類している。八木（1999 : 121, 122）も参照。
4. 八木（1996 : 135）および小西（編）（2006 : 773, 774）を参照。

5. 八木（1996 : 135, 304）および小西（編）（2006 : 773）を参照。

6. 八木（1996 : 136）および小西（編）（2006 : 774）も参照。

7. object to…は発話行為を表す用法のほかに，好き嫌いの感情の経験を表すのに用いられることがある。その場合，その感情の経験の対象が that 節であることがあり，その場合は object to＋that 節ではなく object to it＋that 節の形になる：

I object to it that John wants to play cricket.（Dixon 2005 : 162）

さらにこの場合，to it の部分が省略されることがあり，そうすると表面上は発話行為動詞 object＋that 節と同じ形になる：

I object that John wants to play cricket.（Dixon 2005 : 162）

この場合，意図されている意味は「John がクリケットをやりたがっているのが（私は）いやだ」ということであり，that 節は「いやだと思う（object）」という感情の経験の対象を表していることになる。

8. explain の表す意味については，Wierzbicka（1987 : 295–297）に詳細な分析がある。Wierzbicka によると，explain の意味概念は understand の意味概念と密接な関係があり，両者の動詞の用法には平行性が見られるという（Wierzbicka 1987 : 296, 297）。

9. この場合，「説明」を受けた側は，「説明された内容」を（明確に）「理解（understand）」できるようになったことが通常含意されている。

10. この場合，「それらの惑星の運動のありさま」を説明する場合と「それらの惑星が（そのように）運動する理由」を説明する場合がある。次の例も参照：

Our lawyer carefully explained the procedure.（*LDCE*[3]）（*LDCE*[4]）（ありさまの説明）

How can you explain that sort of behaviour?（*LDCE*[4]）（理由の説明）

11. explain が事柄の「理由（および原因）」に関わるコンテクストに生じやすいことは注 8 で言及した explain と understand との意味概念上の密接な関係から説明できる（Wierzbicka 1987 : 297）。

12. *LDCE*[3] および *LDCE*[4] を参照。東大英語部会（編）（2008）によると，argue は claim と同義の場合もあるが，claim と比べるとその主張は証拠や道理にもとづくことが多いとのことである（東大英語部会（編）2008 : 10）。

13. *LDCE*[3], *LDCE*[4] および *OALD*[6] を参照。なお protest は，「抗議する」「異議を唱える」の意味では object と類義の関係にある。Wierzbicka（1987 : 243, 244）では両者の意味の興味深い比較・対照がなされている。

14. （33）の場合，「当該行為の禁止」という理由の提示そのものという形ではなく，「当該行為が禁止されていることを認識すべきである」という主張の形をとっているが，ここでは他の「理由の提示」の場合に準じるものとして扱う。

15. 注 7 で言及した場合を除く。

16. 間接的発話行為（indirect speech act）については，Cummings（2005 : 8, 9）などを参照。

## 参考文献・例文出典

安藤貞雄・山田政美（1995）『研究社現代英米語用法事典』東京：研究社。

木原研三（監）・山岸和夫（編）（2002）『新グローバル英和辞典　第 2 版』東京：三省堂。

桒原和生・松山哲也（2001）『補文構造　英語学モノグラフシリーズ 4』東京：研究社出版。

小西友七（編）（1980）『英語基本動詞辞典』東京：研究社出版。

小西友七（編）（2006）『現代英語語法辞典』東京：三省堂。

小西友七・南出康世（編）（2007）『ジーニアス英和辞典　第 4 版』東京：大修館書店。

最所フミ（1984）『英語類義語活用辞典　増訂新版』東京：研究社出版。

東京大学教養学部英語部会（編）（2008）『A Handbook of Academic Vocabulary』東京：東京大学教養学部英語部会。

中島平三（編）（2001）『最新英語構文事典』東京：大修館書店。

八木克正（1996）『ネイティブの直観にせまる語法研究 ── 現代英語への記述的アプローチ ──』東京：研究社出版。

八木克正（1999）『英語の文法と語法　意味からのアプローチ』東京：研究社出版。

Cummings, Louise.（2005）*Pragmatics: A Multidisciplinary Perspective*. Edinburgh: Edinburgh University Press.

Dixon, Robert M. W.（2005）*A Semantic Approach to English Grammar*, 2nd ed. Oxford: Oxford University Press.

Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum.（2002）*The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.

Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum.（2005）*A Student's Introduction to English Grammar*. Cambridge: Cambridge University Press.

Jespersen, Otto.（1933）*Essentials of English Grammar*. London: George Allen & Unwin.

Langacker, Ronald W.（2008）*Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. New York: Oxford University Press.

Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik.（1985）*A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.

Summers, Della.（ed.）（1995）*Longman Dictionary of Contemporary English*, Third Edition.（*LDCE*[3]）Essex: Longman.

Summers, Della.（ed.）（2003）*Longman Dictionary of Contemporary English*, New Edition.（*LDCE*[4]）Essex: Pearson Education Limited.

Wehmeier, Sally.（ed.）（2000）*Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, Sixth Edition.（*OALD*[6]）Oxford: Oxford University Press.

Wierzbicka, Anna.（1987）*English Speech Act Verbs: A Semantic Dictionary*. Sydney: Academic Press.